

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自然海浜保全地区内における行為で届出等を要しないもの）</p> <p>第八条 条例第六条第四項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）<u>第十条</u>の規定による<u>国立公園事業</u>、同法<u>第十六条</u>の規定による国定公園事業又は広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）第十一条第八項第一号の規定による県立自然公園の公園事業の執行として行う行為</p> <p>二 （略）</p>	<p>（自然海浜保全地区内における行為で届出等を要しないもの）</p> <p>第八条 条例第六条第四項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）<u>第九条</u>の規定による<u>国立公園の公園事業</u>、同法<u>第十条</u>の規定による国定公園事業又は広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）第十一条第八項第一号の規定による県立自然公園の公園事業の執行として行う行為</p> <p>二 （略）</p>